

みんなの国保

平成30年度 第1号

発行/平成30年6月1日

鶴岡市国保年金課

鶴岡市馬場町9番25号

ホームページアドレス

<http://www.city.tsuruoka.lg.jp/>



〈てくてく健康「里山あるき」～信仰の歴史を語る荒倉山から由良へ～ H29.7.2〉

今回のお知らせ内容

お知らせ

- ① 国民健康保険税率の改定について
- ② 国民健康保険被保険者証及び高齢受給者証の一斉更新について
- ③ 70歳以上の方の高額療養費自己負担額が変わります

保健情報

特定健診・特定保健指導について

お知らせ ①

国民健康保険税率の改定について

今年度の国民健康保険税の改定につきまして、下記のとおりとなります。

改定にあたりましては、皆様よりご理解とご協力を賜りますよう、よろしくお願いいたします。

- 資産割の廃止…賦課方式を4方式から3方式（資産割を廃止）に変更します。
- 税率の調整…今後の医療費の伸びと国の財政支援拡充を見込みつつ、財政健全化を図りながら、可能な範囲で国保加入者の負担軽減に努めます。

○国保税の税率

変更される区分（※上段:改定後の税率等 下段:改定前との増減）

区 分		医療保険分		後期高齢者支援金等分		介護保険分	
		改定前	改定後	改定前	改定後	改定前	改定後
所得割	世帯の所得に応じて算定	8.3%	7.9% (△0.4%)	2.4%	2.8% (+0.4%)	2.6%	2.5% (△0.1%)
資産割	世帯の固定資産税に応じて算定	19.5%	— (皆減)	10.0%	— (皆減)	7.5%	— (皆減)
均等割	加入者1人あたり	25,200円	25,200円	7,800円	8,400円 (+600円)	10,800円	10,800円
平等割	加入1世帯あたり	22,200円	20,400円 (△1,800円)	9,500円	7,200円 (△2,300円)	8,400円	6,000円 (△2,400円)

鶴岡市国民健康保険だより

○賦課限度額及び軽減判定基準

変更される区分

賦課限度額	改正前	改正後	軽減区分	改正前	改正後
医療保険分	54万円	58万円 (+4万円)	7割軽減	33万円	33万円
後期高齢者 支援金等分	19万円	19万円	5割軽減	33万円+(27万円× 被保険者等の数)	33万円+(27万5,000円× 被保険者等の数)
介護保険分	16万円	16万円	2割軽減	33万円+(49万円× 被保険者等の数)	33万円+(50万円× 被保険者等の数)

※国民健康保険税納税通知書は、7月中旬に各世帯主(納税義務者)の方へお送りします。

なお、各世帯の所得や加入者の状況により、国保税額は変わります。事前に試算が必要な方は、市役所課税課諸税係までご連絡くださいますようお願いいたします。(☎(0235)25-2111 内線205)

お知らせ ②

国民健康保険被保険者証及び高齢受給者証の一斉更新について

国民健康保険被保険者証と高齢受給者証の有効期限は、平成30年7月31日(一部の方を除く)となっており、下記のとおり一斉更新を行いますので、よろしくお願いたします。

●国民健康保険被保険者証の様式の変更

平成30年度から都道府県と市町村が国保を共同運営することで、安定的な財政運営及び効率的な事業運営を確保し、持続可能な医療保険制度の構築を行うこととしています。このことに伴い、下記のとおり被保険者証の様式が変更となりますが、今までと変わりなくお使いいただけますのでご安心ください。

●国民健康保険被保険者証と高齢受給者証の一体化

70歳以上の加入者の方には、一部負担割合(1～3割)を明示した「高齢受給者証」を交付しておりましたが、被保険者の利便性向上を目的として、被保険者証に負担割合を明示することといたします。このことにより、受診の際は、原則(※)被保険者証のみ提示することで医療機関の確認が可能となります。(※そのほか、限度額適用証や福祉医療証などの証をお持ちの方は併せて提示してください。)

●新しい証の有効期限…平成30年8月1日から平成31年7月31日まで

(但し、この有効期限内に、一部負担金割合に変更のある方や後期高齢者医療制度に移行される方など、別途、有効期限が定められている方は、その期日までとなります。)

●発送

7月下旬に世帯の分をまとめて世帯主の方へ郵送する予定です。一斉発送しますが、発送件数が非常に多く、発送が数日にわたることが予想されますので、ご理解をお願いいたします。

<被保険者証の様式変更について>

新様式【平成30年8月1日からの被保険者証】

山形県 有効期限
国民健康保険 記号 番号
被保険者証
※兼高齢受給者証
氏名 性別
生年月日
※負担割合
(1～3割のいずれか)
交付年月日
世帯主氏名
住所
保険者番号 060038 交付者名 鶴岡市 公印

※70歳以上の方に記載されます。

※参考:今までの被保険者証

国民健康保険 有効期限
被保険者証 記号番号
氏名 性別
生年月日
資格取得年月日
交付年月日
世帯主氏名
住所
保険者番号 060038 保険者名 鶴岡市 公印

お知らせ③

70歳以上の方の高額療養費自己負担額が変わります

○平成29年8月1日～平成30年7月31日（月額）

高額療養費の計算対象は保険適用分のみです

区 分	外来(個人ごと) 自己負担限度額	入院+外来(世帯ごと) 自己負担限度額
現役並み所得者世帯 (3割負担)	57,600円	80,100円+(総医療費-267,000円)×1% <多数回該当:44,400円>
一般世帯	14,000円 (年間上限額144,000円)*	57,600円 <多数回該当:44,400円>
低所得Ⅱ(住民税非課税世帯)	8,000円	24,600円
低所得Ⅰ(住民税非課税かつ所得一定以下)		15,000円



○平成30年8月1日以降（月額）（現役並み所得者世帯が細分化されます）

変更される区分

区分(住民税課税所得)		外来(個人ごと) 自己負担限度額	入院+外来(世帯ごと) 自己負担限度額
現役並み 所得者 世帯 (3割負担)	課税所得690万円以上	252,600円+(総医療費-842,000円)×1%<多数回該当:140,100円>	
	Ⅱ 課税所得380万円以上690万円未満	167,400円+(総医療費-558,000円)×1%<多数回該当:93,000円>	
	Ⅰ 課税所得145万円以上380万円未満	80,100円+(総医療費-267,000円)×1%<多数回該当:44,400円>	
一般世帯		18,000円 (年間上限額144,000円)*	57,600円 <多数回該当:44,400円> <small>多数回該当…高額療養費に該当した月から過去12ヶ月以内に、4回以上高額療養費に該当しており、同一世帯と判断される場合の4回目からの限度額です。</small>
低所得Ⅱ(住民税非課税世帯)		8,000円	24,600円
低所得Ⅰ(住民税非課税かつ所得一定以下)			15,000円

これまで、70歳以上75歳未満の方の限度額適用証の交付について、区分が低所得ⅠまたはⅡの世帯が該当となっておりましたが、平成30年8月より現役並み所得（区分Ⅰ・Ⅱ）の方も該当となります。ご入院等で医療費が高額になる場合、事前に限度額適用証の交付申請をお願いいたします。

●<限度額適用証交付申請に必要なもの>

- ・必要な方の国民健康保険被保険者証、マイナンバーカード（または通知カード）
- ・世帯主の印鑑（スタンプ・シャチハタなどは不可）
- ・手続きなさる方の身分証明書（顔写真付きでない場合、年金手帳、納税通知書などの公的書類2通）

※平成30年7月31日（以下「基準日」）に一般または低所得Ⅰ・Ⅱ世帯である場合に該当します。年間上限は、8月1日から7月31日（以下、「計算期間」）までの月毎の高額療養費支給額を除く自己負担累計額に対して適用されます。

- 基準日に鶴岡市国保に加入しており、鶴岡市国保のみで年間上限額を超える方には、平成30年11月頃に世帯主の方宛でお知らせをお送りします。お知らせ後に手続きください。
- 計算期間内に加入保険の変更があった方で、年間上限額を超えていると思われる場合、申請には自己負担額証明書が必要となります。鶴岡市国保のみで年間上限額を超えない方には、お知らせをお送りいたしませんので、詳しくは市役所国保年金課国保医療係までご連絡くださいますようお願いいたします。（☎(0235)25-2111 内線164）

月毎の高額療養費に該当した方には、高額療養費支給申請のお知らせ（水色のはがき）を送付します。届きましたら支給申請においでください。



特定健診・特定保健指導について

1 「特定健診・特定保健指導」

生活習慣病の予防・早期発見を目的としてメタボリックシンドロームに着目した「特定健診・特定保健指導」を実施しております。

生活習慣病は、バランスの取れた食生活、適度な運動習慣を身に付けることにより予防可能です。

●特定健診を受けるには…

対象となる40歳以上の方に「特定健診受診券」を3月末に送付しております。
健診内容は、身体計測、血液検査、尿検査等を実施します。
受診形態は3種類で、コミセンや公民館での「**集団健診**」、健康管理センターや病院等での「**人間ドック**」、かかりつけ医での「**個別健診**」です。ただし、個別健診は70歳以上の方が対象です。

●特定保健指導とは…

特定健診の結果、メタボリックシンドロームの心配がある方を対象に、生活習慣の改善を支援するため、保健師、管理栄養士等が保健指導を実施しています。**特定保健指導の対象となる方には、健診機関や市健康課から案内をお送りします。健康づくりのチャンスとして積極的に受けましょう。**

2 「特定保健指導」と医療費について

右のグラフは、特定健診を受診し生活習慣病のリスクが重なっていた人で特定保健指導の積極的支援を利用し、最後まで実施した方と未実施の方の、翌年度の一人当たりの3疾患（糖尿病、高血圧症、脂質異常症）に係る入院外医療費を比較したものです。

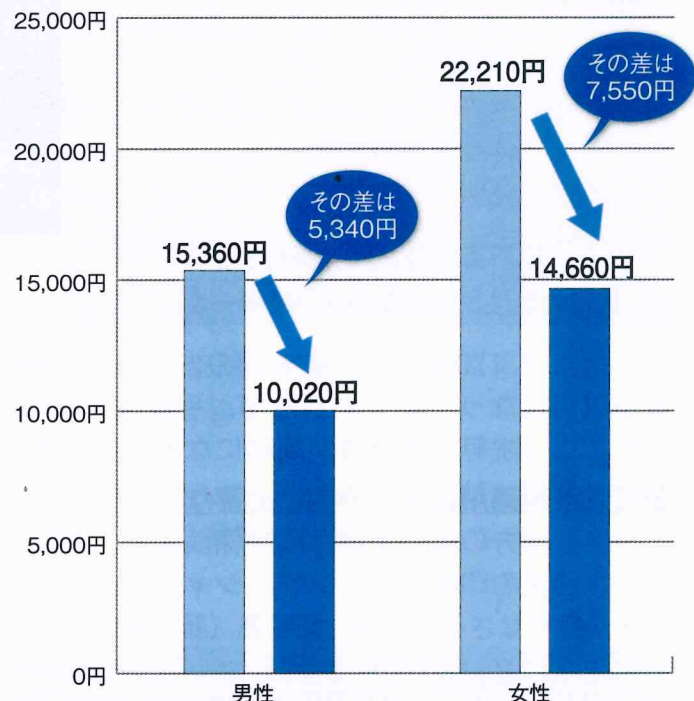
男性では医療費が**5,340円**、約35%減
女性では医療費が**7,550円**、約34%減

という結果となりました。

また、翌年度の健診結果においても生活習慣病を誘因する**肥満（体重-2.0kg）**をはじめ**腹囲、血糖、血圧、脂質**ともに実施者は未実施者よりも改善しました。

特定保健指導対象者は**無料**で保健指導を受けることができます。ぜひ、保健指導を受け専門家の指導のもとに生活習慣を改め、健康寿命の延伸を目指していきましょう！

入院外医療費の比較(※3疾患) ■未実施者 ■実施者



厚生労働省「特定健診・特定保健指導の医療費適正化効果等の検証のためのワーキンググループ 最終取りまとめ」をもとに作成
※「糖尿病」、「高血圧症」、「脂質異常症」の3疾患

●お問合せ先 鶴岡市役所 ☎(0235)25-2111 又は 各庁舎市民福祉課

- ・国保の制度や財政: 国保年金課 内線177・178 国保税の賦課: 課税課諸税係:内線205
- ・国保税の納付: 納税課納税係:内線247・255
- ・特定健診、特定保健指導: 健康課成人保健係 内線367・370(総合保健福祉センター にこ♥ふる内)

【各庁舎】 藤島庁舎市民福祉課 ☎64-2111(代表) 羽黒庁舎市民福祉課 ☎62-2111(代表)
櫛引庁舎市民福祉課 ☎57-2113(直通) 朝日庁舎市民福祉課 ☎53-2111(代表) 温海庁舎市民福祉課 ☎43-4614(直通)